

令和4年4月28日

各地方運輸局等 各位

公共交通・物流政策審議官部門
観 光 庁

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用による事業者支援に関するご協力のお願い

運輸交通・観光行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

運輸交通・観光事業者については、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響や、昨今の原油価格等の高騰の影響を受け、依然として非常に厳しい状況におかれているところです。

この度、令和4年4月26日の第2回「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」において、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」が決定され、地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施することを目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設することが定められました。

これを受けて、内閣府において、令和3年度補正予算で計上した地方創生臨時交付金における地方単独事業分1.2兆円のうち留保していた2,000億円及び令和4年4月28日に閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用により臨時交付金に措置された8,000億円の合計1兆円を活用することで「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設し、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者等に対して支援が実施されるよう臨時交付金を追加配分することとしております。

総合緊急対策において、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用することにより、「農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする」とあることから、運輸局等におかれましては、都道府県及び主要な市町村に対し、コロナ禍における物価高騰や原油価格高騰の影響を受けて極めて厳しい経営環境に置かれている運輸交通・観光事業者への支援を今一度働きかけるべく、ご協力いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

総合政策局交通政策課	田宮、新倉、岡崎、伊藤
TEL 03-5253-8275 (直通)	
物流政策課	福田、神戸、森重、佐藤
TEL 03-5253-8801 (直通)	
観光庁観光産業課	伊藤、木幡、勝田、依田
TEL 03-5253-8330 (直通)	

「**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**」を活用し、
これまでに、**約1,100自治体(約3,300事業)**が地域公共交通を支援。

感染防止対策

【取組例】

- ・感染防止用設備の取得費や車両等の消毒作業費の支援
- ・乗合デマンド交通や通学バスの増便に要する経費の支援

運行支援

【取組例】

- ・事業者に対する支援金の給付
 - 事業者に対する一律支援
 - 運行系統数や車両保有台数等に応じた支援
- ・線路や車両などの維持費や修繕費の支援

MaaS等の新たな地域交通体系整備

【取組例】

- ・密回避を目的としたMaaS事業(車内混雑情報等)への支援
- ・MaaSの導入を見据えた地域公共交通計画の策定に向けた実証事業の支援
- ・MaaS等の新たな交通体系を整備するための調査

その他

【取組例】

- ・高齢者等のタクシーの初乗り運賃補助やタクシー券配布への支援
- ・インバウンド対応等のためのマルチキャッシュレス決済機器の導入経費の支援
- ・タクシー事業者がテイクアウト商品を宅配した場合の宅配費用への支援

危機に瀕する地域公共交通事業者の支援に
コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分(約8,000億円※)をご活用ください。

※今回募集分

青森県	秋田県	奈良県	島根県	宮崎県	
地域公共交通基盤維持特別対策事業費	地域公共交通等利用促進緊急対策事業	奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金	公共交通設備整備等支援事業	みやざき公共交通需要回復プロジェクト事業	公共交通事業者等特別利子補給事業
約4.8億円	約2.6億円	約2億円	約1.2億円	約2.4億円	約3000万円
交通事業者への奨励金の給付や線路や船体などの維持費への支援	①車両数に応じた補助等 ②地域交通乗って応援！キャンペーン	旅行者と観光事業者(交通事業者含む)の安心・安全を確保することを目的とした、感染症予防のための取組を支援	感染防止や利便性の向上等のために実施する設備整備等に要する経費を助成	公共交通事業者等と県による「みやざき公共交通需要回復プロジェクト」を展開し、公共交通利用促進	厳しい経営環境にある交通事業者の資金繰りを支援するため、利子補給を実施
<p>■補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域路線バス ・民営鉄道 ・フェリー 	<p>■①補助対象・額</p> <p>バス:20万円/台 タクシー:5万円/台 三セク鉄道: 安全対策費</p> <p>■②補助対象</p> <p>貸切バス・貸切タクシー・三セク鉄道貸切列車:運賃・料金の1/2を助成</p>	<p>■補助対象</p> <p>感染症拡大防止対策に要する備品(サーモグラフィ、非接触検温器、パーティション、自動手指消毒器等)の購入・設置に係る経費</p> <p>■補助率</p> <p>2/3(上限400万円)</p>	<p>■補助対象</p> <p>交通系ICカード導入 経費、Wi-Fi設置費等</p> <p>■補助率</p> <p>1/6~2/3</p>	<p>■支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里帰り利用促進支援 ・県民利用促進支援 ・プロモーション 	<p>■融資枠</p> <p>30億円 (1事業者当たり24億円を上限)</p> <p>■利子補給率</p> <p>1.4%以内</p>

地方創生臨時交付金(R2第1次・第2次補正分)の主な活用事例(市町村)

北海道釧路市	茨城県 ひたちなか市	岐阜県郡上市	高知県高知市	広島県広島市	沖縄県名護市
修学旅行・合宿誘致促進事業補助金	新型コロナウイルス感染症対策地域公共交通利用喚起事業	観光事業者経営安定化補助金	高知市旅客運送事業者経営維持給付金	バス、路面電車などの交通事業者への支援	交通弱者買物支援事業
約3500万円	約800万円	約2.9億円	約3.7億円	約8億円	約4000万円
<u>修学旅行・合宿誘致の支援</u>	<u>1日フリー切符等を割引して販売する事業に要する経費について補助</u>	<u>貸切バス・タクシーを含む観光事業者の施設固定費を補助</u>	<u>交通事業者に支援金を給付</u>	<u>交通事業者に対し、PASPY(広島県交通系ICカード)による運賃割引に要する経費を補助</u>	<u>日用品及び必需品等の買い物のタクシー移動を支援</u>
<p>■補助対象 釧路市内の貸切バス事業者を利用し、かつ、釧路市内の宿泊施設に1泊以上宿泊するものが対象</p> <p>■補助額 1日1両あたり5万円を助成</p>	<p>■補助事業者 ひたちなか海浜鉄道および茨城交通</p> <p>■補助対象 割引分経費</p>	<p>■補助対象 施設固定費(光熱水費、通信費、賃借料)</p> <p>■補助率 2分の1(上限/月) 法人150万円 個人10万円</p>	<p>■補助額 ・路線バス : 35万円/台 ・高速バス、貸切バス、路面電車、タクシー : 25万円/台</p>	<p>■補助率 2/3</p> <p>■対象期間 令和2年7月～3年3月</p>	<p>■補助額 初乗料金 1回:560円 ※上限4回</p>

地方創生臨時交付金(R2第3次補正分)の主な活用事例

富山県		徳島県	福島県いわき市	栃木県鹿沼市	沖縄県うるま市
公共交通運行協力支援事業	タクシー・高速バス等事業者の事業継続への支援	公共交通利用回復支援事業	いわき版MaaS推進事業	新型コロナウイルスワクチン接種促進事業	タクシー利用促進チケット事業
約7.2億円	約4.2億円	6億円	約2000万円	約550万円	約3500万円
減便を控えて運行を維持する交通事業者を支援	事業継続のため、車両維持費を支援	公共交通事業者の事業継続に向け、安全運行や利用促進を支援	タクシー配車 & おつかいタクシーMaaSプロジェクト等を支援	ワクチン接種対象者(高齢者等)の接種会場までの移動を支援	市内のタクシー事業者を支援するため、タクシーの利用を促進
■対象事業者 鉄軌道 乗合バス	■対象事業者 タクシー 高速バス 貸切バス ■補助額 タクシー :17万円/台 高速バス :50万円/台 貸切バス :50万円/台	■補助内容 ・鉄道や路線バスの混雑解消のための増車への支援等 ・県内公共交通機関等の需要を喚起するプレミアム交通券の発行 等	■補助内容 地域サービス「おつかいタクシー」の取組みと連携し、デリバリー商品の発注からタクシーによる配達を一括するICTシステムを構築、運行する事業を支援	■補助額 ・コミュニティバス、デマンドバス :運賃無料 ・タクシー :料金から自己負担額(1,000円/回)を差し引いた額を支給	■補助内容 市内飲食店等で一定額以上を消費した場合に帰りのタクシーチケット(560円分、当日限り有効)を交付

地方創生臨時交付金(事業者支援分)の主な活用事例

宮城県	神奈川県	新潟県新潟市	山口県	高知県高知市	長崎県
宮城県定時定路線・生活維持支援金	地域公共交通事業者感染症対策支援事業費	バス・タクシー事業者緊急支援事業	公共交通事業継続支援事業	高知市公共交通事業者応援事業費補助金	公共交通機関運行継続緊急支援事業費支援金
約3.6億円	約6.0億円	約1.4億円	約5.8億円	1.5億円	約4.5億円
コロナの影響により経営に大きな影響が生じている交通事業者に対して事業継続を支援	地域生活や経済活動を支える交通事業者に対し、消毒に係る経費を支援	<u>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行いながら公共交通を維持確保している公共交通事業者に対して支援金を交付</u>	公共交通事業者の事業継続に向け、 <u>車両・船舶の維持経費や感染症対策経費を補助</u>	<u>日曜・祝日に市内全線のバス、電車及びデマンド型乗合タクシーの運賃を無料にし、利用促進を図る。</u>	<u>ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業に対する補助</u>
■補助額 法人タクシー :10万円 +1万円/台 個人タクシー :10万円 乗合バス :20万円/台 阿武隈急行 :7500万円	■対象事業者 乗合バス タクシー ■補助額 乗合バス :8万円/台 タクシー :2万円/台	■対象事業者 乗合バス タクシー ■補助額 ・乗合バス 1社当たり:50万+ 車両台数×10万 ・法人タクシー 1社当たり:25万+ 車両台数×4万 ・個人タクシー 車両台数×4万	■補助率 10/10	■補助対象 運賃相当額・効果測定費用・広告費・車両備品等、利用促進費用(関連イベント開催等)	■補助内容 国の3次補正予算で実施する実証運行について、補助対象経費の1/2を支援

地方創生臨時交付金(R3補正分)の主な活用事例

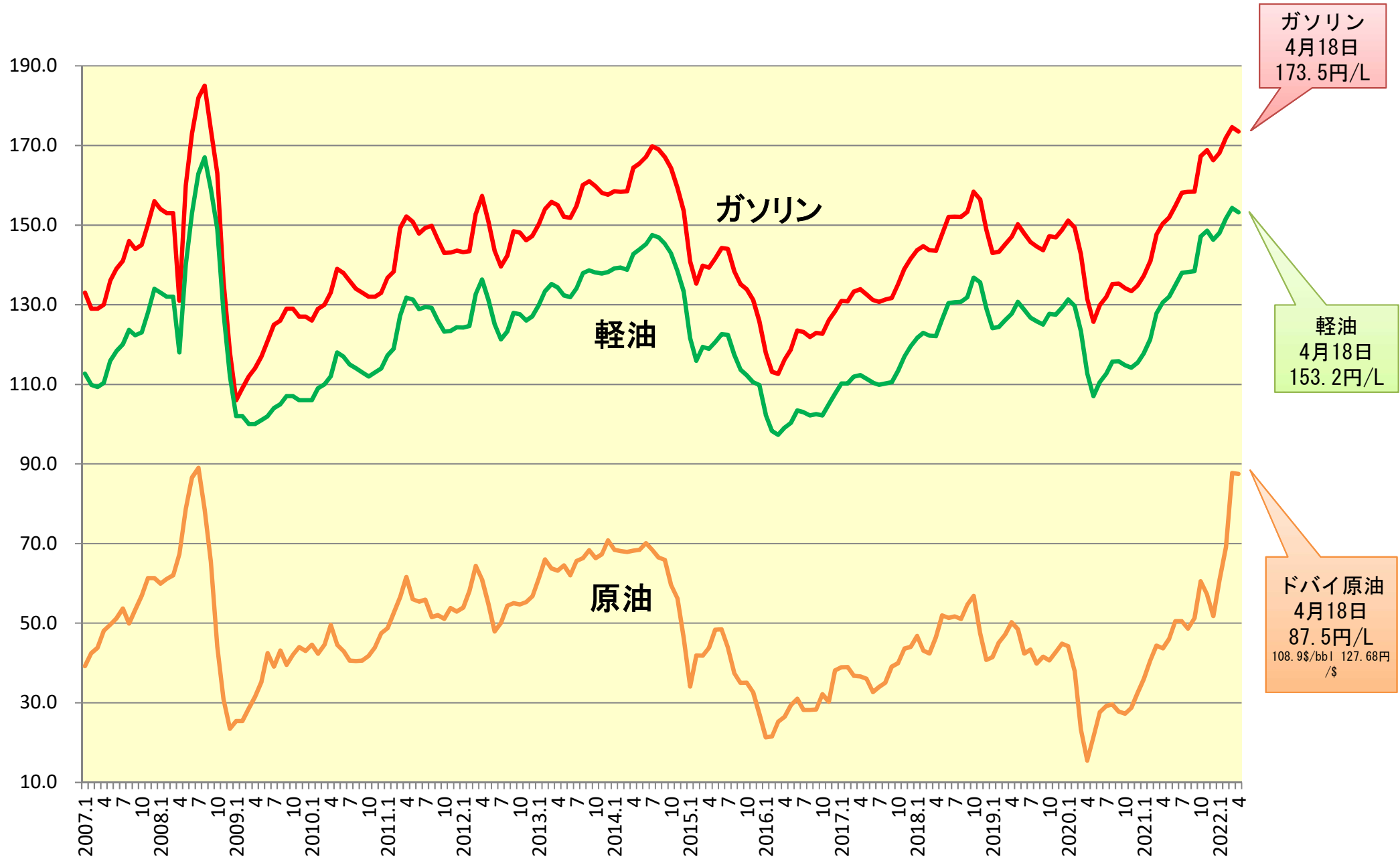
埼玉県三郷市		石川県金沢市	岡山県	広島県	長崎県新上五島町
高齢者移動支援事業	妊産婦移動支援事業	公共交通利用回復・需要創出事業費	離島航路事業継続支援事業	地域公共交通燃油費高騰緊急支援事業	新上五島町交通事業継続支援金
約2.1億円	約5,200万円	500万円	4,500万円	約1.3億円	約2,000万円
コロナ禍で移動に制限を受けている高齢者の日常生活等における移動を支援	コロナ禍で移動に制限を受けている妊産婦の検診や日常生活等における移動を支援	まちなかの商店街等での買い物客に対して、 <u>バス・電車を平日昼間に利用できるお帰り乗車券を配布</u>	<u>離島航路維持や感染症対策等に係る経費の一部を支援</u>	<u>燃油費高騰の影響を受けた公共交通事業者に対して、影響額の一部を緊急的に補助</u>	<u>新上五島町と本土とを結ぶ補助航路対象外航路のうち、一定の条件を満たした航路を支援</u>
<p>■補助内容 市内タクシー利用券の配布 1人5,000円 (500円券×10枚)</p> <p>■対象者 65歳以上の高齢者 ※市内在住者</p>	<p>■補助内容 市内タクシー利用券の配布 1人20,000円 (500円券×40枚)</p> <p>■対象者 妊婦の方 ※基準日まで母子健康手帳の交付を受けた方</p>	<p>■補助内容 買い物客が平日昼間に利用できるお帰り乗車券を配布</p>	<p>■対象事業者 離島補助航路運航事業者</p>	<p>■対象事業者 バス、旅客船、タクシー</p> <p>■補助額 燃油費高騰前の令和3年9月を基準とし、10月以降の高騰影響額の1/2を補助</p>	<p>■補助内容 補助航路対象外航路で40%以上減収した新上五島町と本土の2地点を結ぶ航路を対象に一隻あたり500万円を交付。(高速船。有川～長崎航路 2隻、鯛ノ浦～長崎航路 2隻)</p>

地方創生臨時交付金の物流への活用事例

なお、これまで地方創生臨時交付金を物流分野に活用した事例としては、以下のようなものがあります。

青森県黒石市	宮城県気仙沼市	宮城県多賀城市	長崎県島原市
黒石市燃油価格高騰対策支援金	原油高騰対策に係る運送事業者支援金	原油高騰対策運送事業者等支援金	しまばら型自動車運輸事業者支援事業(車両維持支援金)
614万円	1,860万円	2,250万円	1,374万円の内数
燃油価格高騰の影響を受けた市内の運送事業者等に対し、事業継続のための支援金を交付	市内の運送事業者等に対し、 <u>事業用車両の運行に要した燃料の購入費用の一部を支援</u>	市内の運送事業者等に対し、 <u>事業に要した燃料購入費用の一部を支援</u>	運送事業者等に対し、 <u>事業の継続に必要な車両の維持を支援</u>
■対象事業者 市内に本店又は主たる事業所を置く事業者 ①貨物自動車運送事業 ②貨物利用運送事業 ③タクシー事業 ④自動車運転代行業 ■補助内容 1事業者につき20万円(定額) ※1回限り	■対象事業者 市内に本店又は営業所を有する運送事業者 ①トラック運送事業者 ②バス事業者 ③タクシー事業者 ④運転代行業者 ■補助内容 購入した燃料(軽油、ガソリン、LPガス等)1ℓ当たり3円 ※令和3年10月～令和4年3月のうち、いずれか3か月間に購入した燃料が対象	■対象事業者 市内で事業を営む中小企業、個人事業主 ①貨物自動車運送事業 ②貸切バス事業 ③タクシー事業 ④自動車運転代行業 ■補助内容 令和3年10月～令和4年3月までのうちいずれかの3か月間において、購入した燃料の合計1ℓ当たり3円	■対象事業者 <u>トラック</u> 、乗合・貸切バス、タクシー、運転代行業者 ■補助内容 保有車両数×単価(上限30万円) 【単価】 ・営業用軽四貨物車0.6万円 ・トラック(事業用)2.5万円

(参考) ガソリンなどの価格推移



○地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の燃料費の補助を行う場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を含む。)を活用することが可能です。

○以下のとおり支援策のイメージを作成しておりますので、こちらを参考に、臨時交付金の活用も念頭にしつつ、公共交通事業者への支援をお願いいたします。

◆バス・タクシー関連 ・燃料価格高騰による地域の足への影響緩和措置

地域住民の足であるバスやタクシーについて、急激な燃料費の上昇を抑制するため、当該燃料価格上昇分についてバス・タクシー事業者に対し一部助成。

・事業規模に応じた経営支援

燃料費の高騰やコロナ禍の人流抑制による事業者の厳しい経営状況を踏まえ、バスやタクシーの保有台数に応じた支援を実施。

◆内航船関連

・内航運賃等支援

離島の生活航路において、利用住民に対する燃油価格上昇に伴う運賃上昇分の料金の一部を助成。

(留意点) 上記の支援策のイメージでは、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等、新型コロナウイルス感染症への対応として実施される事業に限って、臨時交付金の活用が可能です。なお、臨時交付金の活用に当たって、地方公共団体は、法令や要綱に基づき、実施計画を提出するなど所定の手続きを経ることが必要です。また、各事業と経済対策等との関係については、各事業を実施する地方公共団体が説明責任を果たしていく必要があります。